

都市計画に関する 公聴会開催のお知らせ

都市再開発の方針の都市計画決定に係る公聴会の開催について

「都市再開発の方針」の都市計画を決定するにあたり、その素案をとりまとめました。つきましては、都市計画の素案を皆様にお示しし、広くご意見を伺うための公聴会を開催することとなりましたのでお知らせします。

公聴会開催要領

◇ 公聴会の日時

年月日	令和8年5月27日(水)
時間	午後2時から午後4時まで

◇ 公聴会の会場

JMSアステールプラザ 中ホール
(広島市中区加古町4番17号)

◇ 公聴会に付する事案

広島市都市再開発の方針※の決定について(広島市域)
広島県都市再開発の方針の決定について(広島市域以外)

※都市計画の名称は「広島圏都市計画(平和記念都市建設計画)都市再開発の方針」

◇ 公述の申出方法

公述を希望される方は公述申出書に、住所、氏名、電話番号などを記入の上、述べようとする意見の要旨とその理由を次の提出先に提出してください。

〔広島市都市再開発の方針についての場合〕
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課

〔広島県都市再開発の方針についての場合〕
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局都市計画課

◇ 公述申出書の提出期間

令和8年4月14日(火)から令和8年4月30日(木)までとします。

なお、郵送の場合は、令和8年4月30日(木)の当日消印有効とします。

◇ 公述人の選定

公述を希望される方が多い場合は、すべての方に公述していただけない場合があります。

なお、当日公述していただく方が決定し次第、その結果を通知します。

◇ 公聴会の傍聴

傍聴を希望される方は当日直接会場へお越し下さい。ただし、先着順となりますので、定員に達した場合は入場をお断りすることがあります。

◇ 素案の閲覧場所

〔広島市都市再開発の方針〕
広島市都市整備局都市計画課
中区建設部建築課
東区建設部建築課
南区建設部建築課
西区建設部建築課
安佐南区農林建設部建築課
安佐北区農林建設部建築課
安芸区農林建設部建築課
佐伯区農林建設部建築課

〔広島県都市再開発の方針〕
広島県土木建築局都市計画課
広島県西部建設事務所
広島県西部建設事務所呉支所
広島県西部建設事務所廿日市支所
大竹市建設部都市計画課
廿日市市建設部都市計画課
府中町建設部都市整備課
海田町建設部まちデザイン課
呉市都市部都市計画課

◇ 素案の閲覧期間

令和8年4月14日(火)から令和8年4月30日(木)(閉庁日は除く)

◇ 公聴会の開催の中止等

公述申出書の提出期間内に公述の申し出がない場合は、公聴会を中止します。

また、公述の希望が少ない場合には公聴会の開催時間を短縮することがあります。

〈公聴会に関する問合せ先〉

広島市都市整備局都市計画課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話 082-504-2268
広島県土木建築局都市計画課 広島市中区基町10番52号 電話 082-513-4117